

証券コード 5122

2026年6月10日

(電子提供措置の開始日 2026年6月2日)

株 主 各 位

東京都文京区本郷3丁目27番12号

オカモト株式会社

代表取締役 岡本邦彦
社長執行役員

第130回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第130回定時株主総会招集ご通知」及び「第130回定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.okamoto-inc.jp/news/ir/okamoto20260602>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」（4頁から5頁まで）に従って、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時）
2. 場 所 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
1. 第130期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査等委員会の第130期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

4. その他招集にあたっての決定事項

- (1) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する案件に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
- (2) 議決権行使において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (3) インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。なお、インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。

以 上

本年も株主総会ご出席の株主様へのお土産を取りやめさせていただきます。
何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「議決権行使書用紙」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、資源節約のため総会会場での「招集ご通知」の配布は控えさせていただきますので、当日は本書をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。当該書面は監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
 - ・連結計算書類の「連結注記表」
 - ・計算書類の「個別注記表」
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は株主の皆様が当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。下記をご参照のうえ、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

当日ご欠席の場合

1 書面による議決権の行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、ご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで有効

2 インターネットによる議決権の行使

詳細は次頁をご参照ください。



同封の議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取るか、又は議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスのうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2026年6月25日（木曜日）午後5時30分受付分まで有効

当日ご出席の場合

3 株主総会へのご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2026年6月26日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

複数回行使された場合の
議決権の取り扱い

- 書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合
→インターネットによる議決権行使の内容を有効とさせていただきます。
- インターネットにより複数回議決権を行使された場合
→最後に行使された内容を有効とさせていただきます。



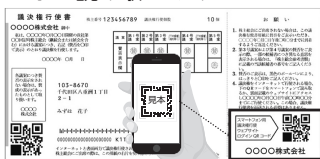
インターネットによる事前の議決権行使



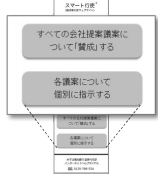
スマートフォン等の場合 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙右片の裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



パソコンの場合 (2回目以降のスマートフォン等の場合)

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

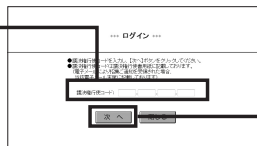
1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

「次へすすむ」をクリック



2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

「議決権行使コード」を入力



「次へ」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

「パスワード」を入力



「登録」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

株主名簿管理人

みずほ信託銀行 証券代行部



0120-768-524

[受付時間]

平日 午前9時～午後9時

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

第130期事業報告（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、個人消費は持ち直しの動きが継続するとともに、企業の設備投資も底堅い投資意欲に支えられ、全体としては緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、インバウンド需要については日中関係の不安定化等の影響もあり、伸びに鈍化が見られました。加えて、資源・原材料価格の高止まりや物価上昇の継続による消費者マインドの慎重化、人手不足の深刻化が景気の下押し要因となりました。

海外においては、中国経済の減速や米国の通商政策の予見可能性に欠く状況に加え、中東情勢の緊迫化など地政学リスクの高まりが継続しております。とりわけイラン情勢の不安定化を背景とした供給リスクの高まりもあり、エネルギー・原材料調達面への影響が懸念される情勢にあり、先行き不透明な状況が継続しております。

このような経営環境のなか当社グループは、各セクションで競争力の強化に努め、持続的成長に向けた事業戦略を実行いたしました。営業部門では取引先需要の影響を最小限に留めるべく、既存顧客との関係強化や新規取引先の開拓に注力するとともに、市場動向を踏まえた価格の適正化を含む柔軟な販売戦略を展開いたしました。生産・管理部門では、新たに導入した基幹システムを用いて、原材料調達、生産管理及び在庫管理の更なる効率化を進めております。また、岡山新工場の竣工や、一部工場における生産から在庫、出荷までの効率化を目的とした省人化設備の稼働開始など、将来の更なる業容拡大に向けた投資を具体化いたしました。

結果、当連結会計年度における売上高は108,040百万円（前年同期比1.0%減）となりました。営業利益は6,248百万円（前年同期比28.2%減）、経常利益は8,595百万円（前年同期比12.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,855百万円（前年同期比27.3%減）となりました。利益減少の要因は、主に、為替が円高（前年度対比での1年間の平均）により売上高及び営業利益で1ドル当たり約3円分の影響を受けたことと、原材料で中国のレアメタル規制に起因する難燃剤（アンチモン）価格高騰及び中国経済の停滞の影響によるものです。

各部門別の概況は次のとおりです。

<産業用製品>

一般用フィルムは、市況は低迷傾向も他社品の取込みが進み売上増となりました。

工業用フィルムは、半導体関係を中心に安定して推移し前年並みとなりました。

建材用フィルムは、床材、鋼板用を中心に堅調に推移し売上増となりました。

多層フィルムは、食品包装用、工業材料用の受注が堅調で売上増となりました。

壁紙は、住宅着工戸数の減少が継続した影響で売上減となりました。

農業用フィルムは、価格改定の効果と高付加価値品等の拡販により売上増となりました。

自動車内装材は、北米での従来車種の減産及び新規車種の量産立上げ中止の影響により、売上減となりました。

フレキシブルコンテナは、石油化学向けの需要が減少したものの、価格改定の効果で売上

増となりました。

粘着テープは、期末に中東情勢の影響で受注が増加し売上増となりました。

工業テープは、海外向け電材用テープの販売が低迷し売上減となりました。

食品衛生用品のうち、ラップは、スーパーマーケット及び給食関連の新規採用があり売上増となりました。

食品用手袋は、主要顧客向けの販売の減少があり売上減となりました。

食品用吸水・脱水シートであるピチット製品は、小売食肉用途の販売増と外食関連が堅調で売上増となりました。

研磨布紙等は、半導体向けの需要減少とOA器材部材が減少し売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は75,756百万円（前年同期比1.5%増）、セグメント利益は513百万円（前年同期比61.6%減）となりました。

<生活用品>

コンドームは、国内消費者需要は堅調でしたがインバウンド需要の減少が見られ、また海外は、中国景気低迷の影響があり売上減となりました。

浣腸は、主要ドラッグチェーンの新規定番投入により売上増となりました。

除湿剤は、梅雨明けの早期化に加え、消費者の買い控えの影響があり売上減となりました。

カイロは、新規得意先での採用とシーズン前半の低温傾向で店頭販売が好調に推移したため売上増となりました。

手袋のうち、家庭用手袋は大手得意先取引減少のため売上減となりました。

医療用手袋は価格競争が激化し売上減となりました。

産業用手袋は新規案件獲得と価格改定の効果で下支えされ前年並みとなりました。

メディカル製品のうち滅菌器は、市況が回復傾向にあり売上増となりました。

ブーツは、取引先を集約し販売ルートを整理した結果売上減となりました。

シューズは、スニーカーは好調でしたが革靴はビジネス需要の減少傾向が続き前年並みとなりました。

以上により、当セグメントの売上高は32,040百万円（前年同期比6.4%減）、セグメント利益は7,643百万円（前年同期比17.5%減）となりました。

<その他>

その他事業は、物流受託事業及び太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高（セグメント間の内部売上高又は振替高を含む）は3,455百万円（前年同期比1.6%減）、セグメント利益は380百万円（前年同期比12.2%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施（無形固定資産を含む支払ベース）いたしました設備投資等の主なものは次のとおりであります。

当社静岡工場設備	1,864百万円
当社茨城工場設備	415百万円
当社福島工場設備	375百万円
当社つくば工場設備	544百万円
当社岡山工場	2,751百万円
当社本社及び賃貸物件	169百万円
グループ各社	1,345百万円
合計	7,467百万円

なお、これらの所要資金は、主に自己資金で賄っております。

(3) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、著しく変動的な国際情勢に起因する市況変化に対処しながら、持続的な成長を実現するために、安定して製品を製造・供給することを最優先に据えつつ、固定観念に囚われない新製品・新市場の開拓、デジタル技術や自動化設備を活用した生産効率の向上、AI技術等を活用した業務や製造効率化などを進めることが、喫緊の課題であります。

産業用製品事業においては、主力であるプラスチック製品は、食品・飲料、消費財、自動車、電気・電子などの幅広い分野において安定した需要が見込まれる一方で、足元では原材料の安定確保も重要な課題となっているため、調達先との関係強化を図りつつ、供給体制の整備を進め、原材料調達体制の強化とリスクの低減に努めてまいります。

また、環境配慮型素材への転換や循環型社会への対応がより一層求められております。当社としてもこの状況に対応するために、環境負荷に配慮した新製品の研究やリサイクル素材の活用を視野に入れるとともに、他社との連携も含めた水平リサイクルの推進等により、資源循環対応の高度化を図ってまいります。加えて、生産ラインから製品倉庫までを一気通貫したオートメーション化を進めるなど、大型の設備投資の計画を継続的に実行に移すことで、生産の増強はもとよりコスト削減及び生産効率改善を推進してまいります。

生活用品事業においては、主力であるコンドーム市場は、中国における景気減速や渡航自粛等の影響を受ける一方、日本国内においては少子化の影響を受けつつも、当社製品の高い品質と信頼を背景に堅調に推移しております。

国内戦略においては、独自技術を活かした高付加価値製品の投入を加速し、市場ニーズに即した開発で収益基盤を強化します。

海外においては、重点市場のチャネル深耕に加え、地域の文化や価値観を尊重した「ローカライズ戦略」を推進し、グローバルでの信頼醸成とシェア拡大を図ります。

その他の生活用品は、既存ブランドの価値向上に加え、成長分野であるフェムテックや環境配慮商品を拡販します。新規販路の開拓と積極的なマーケティング施策の実行により、更なる収益基盤の拡大に努めてまいります。

経営全体としては、引き続きサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、ステークホルダーにより大きな満足を与え続けることを使命とした当社サステナビリティ基本方針を掲げて経営を推進してまいります。

環境配慮の面では、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー使用量とCO₂排出量の削減や産業廃棄物の削減・縮小に取り組み、企業としての社会的責任を果たすべく活動してまいります。多種多様なリスクへの対応では、BCP対策として、各既存工場の自然災害対策を図るとともに、西日本の生産・物流面の拠点とすべく2025年に竣工した岡山工場・倉庫の稼働を順次進めてまいります。製造業として「安全は、全てに優先する」を理念に掲げ、従業員をはじめとする全てのステークホルダーの安全・安心に配慮した企業活動を推進するとともに、多様な人材が闊達に働ける企業であり続けるため、持続的成長を目指したコーポレート・サステナビリティの実現に取り組んでまいります。

今後も、幅広く株主の支持を得られるよう、資本コスト・株価を意識した経営に努め、持続的成長が期待できる分野への経営資源の重点配分や事業ポートフォリオの再構築により生産性の向上や収益力の強化、株主への継続的還元を図ってまいります。また、サステナブルな企業として中・長期的な視点での企業価値の向上を実現するため、環境、社会、経済の持続可能性に配慮し、各ステークホルダーとの対話・協働と、取締役会の監督機能強化を含むガバナンスやリスク管理体制の充実を図り、より透明性の高い経営を行うとともに、それら

に関する情報の積極的な開示に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒格別のご支援とご指導賜りますようお願い申し上げます。

(4) 財産及び損益の状況

項 目	単位	第127期 (2023年3月期)	第128期 (2024年3月期)	第129期 (2025年3月期)	第130期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	百万円	99,076	106,123	109,107	108,040
経常利益	百万円	7,922	12,087	9,764	8,595
親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	4,893	7,388	6,674	4,855
1株当たり 当期純利益	円	271.06	420.34	383.35	282.84
総資産	百万円	127,176	143,858	146,134	164,167
純資産	百万円	79,099	91,581	94,464	110,631
1株当たり 純資産額	円	4,316.20	5,054.09	5,442.79	6,467.02

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数については自己株式数を除いております。
2. 第130期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC	20,598千米ドル	100 %	産業用製品の製造・販売
岡本(香港)有限公司	6,000千香港ドル	100 %	産業用製品、シューズ、衣料・スポーツ用品、医療・日用品の販売
オカモト化成株式会社	33百万円	100 %	産業用製品の加工・販売
岡本貿易(深圳)有限公司	4,842千中国元	100 %	産業用製品、医療・日用品の販売
広東岡本衛生科技有限公司	3,000千米ドル	95 %	コンドームの製造・販売
Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.	80,000千パーツ	100 %	コンドームの製造・販売
武漢岡本汽車内飾新材料有限公司	6,000千米ドル	100 %	産業用製品の製造・販売
理研コランダム株式会社	50百万円	100 %	研磨布紙、OA器材部材の製造・販売、不動産賃貸事業
オカモト通商株式会社	45百万円	100 %	当社製品の保管輸送

(注) 上記議決権比率は、子会社の保有する議決権も含めております。

(6) 主要な事業内容

(2026年3月31日現在)

事業の区分	事業内容 (主要製品)
産業用製品	プラスチックフィルム、農業用フィルム、ビニルレザー、壁紙、自動車内装材、布・クラフトテープ、工業用テープ、フレキシブルコンテナ、食品用ラップ、食品衛生関連商品、食品用脱水・吸水シート、研磨布紙、OA器材部材
生活用品	コンドーム、カイロ、炊事用手袋、作業用手袋、福祉用品、健康用品、競技用自転車チューブ、除湿剤、医薬品、殺虫剤、スポーツカジュアル靴、高級紳士靴、ブーツ、レジャー用品
その他	倉庫管理、運送、太陽光発電

(7) 主要な営業所及び工場等

(2026年3月31日現在)

当 社 本 社	東京都文京区
国内営業拠点	当社大阪支店(大阪府大阪市)、当社名古屋営業所(愛知県名古屋市)、当社福岡営業所(福岡県福岡市)、イチジク製菓株式会社(東京都墨田区)、オカモト化成品株式会社(東京都文京区)、理研コランダム株式会社(埼玉県鴻巣市)
海外営業拠点	Okamoto U.S.A.,Inc.(米国)、岡本(香港)有限公司(中国香港)、岡本貿易(深圳)有限公司(中国)
国内生産拠点	当社静岡工場(静岡県榛原郡)、当社茨城工場(茨城県龍ヶ崎市)、当社福島工場(福島県いわき市)、当社つくば工場(茨城県牛久市)
海外生産拠点	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC(米国)、Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.(タイ王国)、Siam Okamoto Co.,Ltd.(タイ王国)、広東岡本衛生科技有限公司(中国)

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
2,593 名	111 名減

② 当社の従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
1,134名	31名減	40.2歳	16年1ヶ月

- (注) 1. 上記の他、349名の臨時従業員がおります。
2. 従業員数に執行役員は含めておりません。

(9) 主要な借入先及び借入額

(2026年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,900百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	910百万円
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	300百万円
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	108百万円

2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
 (2) 発行済株式総数(自己株式を除く) 17,088,903株
 (注) 自己株式数 610,464株
 (3) 株主数 5,476名
 (4) 上位10名の株主

(2026年3月31日現在)

	株主名	持株数	持株比率
1	明治安田生命保険相互会社	1,485千株	8.69%
2	丸紅株式会社	1,442千株	8.44%
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社	1,314千株	7.69%
4	株式会社みずほ銀行	849千株	4.97%
5	有限会社八幡興産	706千株	4.13%
6	やよい会	666千株	3.90%
7	BNP PARIBAS MADRID/2S/ JASDEC/SPANISH RESIDENTS/ UCITS ASSETS	600千株	3.52%
8	損害保険ジャパン株式会社	334千株	1.96%
9	テイ・エス・テック株式会社	333千株	1.95%
10	株式会社日本カストディ銀行	326千株	1.91%

- (注) 1. 信託銀行の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,314千株
 株式会社日本カストディ銀行 326千株
 2. 持株比率は自己株式を除いた発行済株式総数に対する割合です。
 3. 当期中に職務執行の対価として役員に交付した株式の状況
 当社は、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）を対象として、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。
 当期においては、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）5名に対して2,045株交付しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	岡本良幸	
代表取締役 社長執行役員	岡本邦彦	経営管理室、海外部、資材部管掌
取締役 常務執行役員	田中祐司	総務部、お客様相談室、薬事部、シューズ製品部、大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所担当
取締役 常務執行役員	田中健嗣	つくば工場長、システム戦略部、技術全般担当
取締役	菅野百合	弁護士、株式会社MUFGストラテジック・インベストメント取締役、株式会社パトスロゴス社外監査役、アSEND株式会社社外監査役
取締役 (監査等委員)	高島寛	
取締役 (監査等委員)	深澤佳己	弁護士
取締役 (監査等委員)	荒井瑞夫	公認会計士、税理士

(注) 1. 当期中の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の異動

就任 田中健嗣 (2025年6月26日就任)
菅野百合 (2025年6月26日就任)
退任 池田佳司 (2025年6月26日退任)
相澤光江 (2025年6月26日退任)
岡本優 (2025年8月5日退任)

- 岡本優氏は2025年8月5日に取締役を辞任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は、代表取締役専務執行役員、海外部、資材部、汎用プラスチック製品部、シューズ製品部、薬事部、物流管掌であります。
- 取締役菅野百合氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は社外取締役であります。
- 監査等委員深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、監査等委員荒井瑞夫氏は公認会計士・税理士資格を有しており、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 監査等委員高島寛氏は当社の経理・財務等の会計業務に携わり、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できる適切な人材であるため、常勤監査等委員に選定しております。
- 当社は取締役菅野百合氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ております。

7. 当社は、執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く2026年3月31日現在の執行役員は以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	野寺哲生	車輻資材部担当
常務執行役員	久米孝之	医療品部、生活用品部担当
常務執行役員	佐藤篤史	茨城工場長、福島工場長、岡山工場担当
常務執行役員	谷口雄二	Okamoto North America, Inc.取締役社長、 Okamoto U.S.A., Inc.取締役社長
執行役員	山崎 実	人事部長
執行役員	佐藤達也	手袋・メディカル部長
執行役員	伊藤延之	粘着製品部長
執行役員	内山祐之	建装部長
執行役員	細谷久雄	経理部長
執行役員	若林茂孝	機能プラスチック製品部長
執行役員	川井晴英	静岡工場長、 九州グラビヤ印刷株式会社代表取締役社長
執行役員	北岡耕三	農業資材部長
執行役員	津下 昭	汎用プラスチック製品部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役菅野百合氏、取締役深澤佳己氏及び取締役荒井瑞夫氏は当社と会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令が定める額となります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、全ての取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。ただし、当該補償契約によって会社役員の仕事の執行の適正性が損なわれないようにするため、通常要する額を超える防衛費用や会社役員がその職務を行うにつき悪意又は重要な過失があった場合の補償金等は補償の対象外としております。

(4) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役（監査等委員である取締役を含む。）を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填するもので、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、法令違反行為があることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

なお、本保険契約の被保険者には、当社執行役員及び国内子会社役員も含まれておりません。

(5) 会社役員報酬等に関する事項

① 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬等は、役位・職責を基準としながら、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を持たせるべく、業績及び中長期的な企業価値に見合った報酬体系としており、また優秀な人材を確保・維持できるように、他社水準を考慮して定めることを基本方針とします。個人別の取締役の報酬額の決定に際しては、役位・職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを方針とします。

また当社は、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬等は、同委員会の答申を受けて、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長執行役員が決定することで、恣意性を排除したより透明性の高い手続を経て決定することとしております。その報酬は、業務執行を行う取締役については、賞与相当額を含めた固定報酬を支給する「基本報酬」と、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」から構成します。経営監督機能を担う社外取締役、及び業務執行から独立した立場で経営全般の監督機能等を果たす監査等委員である取締役については、基本報酬のみの支給とします。また、短期的な利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は、いずれについても採用いたしません。

② 業務執行取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等

a.基本報酬に関する方針

業務執行を行う取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。以下、「業務執行取締役」といいます。）の報酬のうち、賞与相当額を含めた固定報酬である基本報酬は、月払いを基本とし、賞与相当額は年数回払いとします。個別の業務執行取締役の基本報酬は、その役位・在任年数・他社水準等を基準としながら、目標達成度や経営基盤構築、環境を含めたサステナビリティ経営への貢献などを定量的・定性的に評価し、賞与相当額として一定のインセンティブを付与して決定する仕組みといたします。

b.非金銭報酬に関する方針

業務執行取締役については、基本報酬のほかに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有をより進めることを目的として、一定の譲渡制限期間の付された当社の普通株式である「譲渡制限付株式報酬」を非金銭報酬として支給します。当社は、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割当てるための金銭債権を業務執行取締役に支給し、業務執行取締役は、当該金銭債権を現物出資の方法で当社に払込むことで、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。個別の業務執行取締役に割当てられる譲渡制限付株式の個数は、株主総会にて承認された範囲内とします。

c.個人別の報酬等の内容の決定方法

業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたって、代表取締役社長執行役員が、各取締役の基本報酬額及び非金銭報酬額の原案を作成し、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会から上記原案について答申がなされ、取締役会で総合的な議論がなされます。代表取締役社長執行役員は、その答申や議論を尊重しながら、取締役会からの委任に基づき、業務執行取締役の個人別の具体的報酬額等を決定いたします。

d.報酬等の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行い、基本報酬と非金銭報酬の比率として、97対3から89対11の範囲内となることを、おおよその目安としています。

e.個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に対し、各取締役の役割や責任の範囲を明確化し、当社グループ業績への寄与度や経営基盤・サステナビリティ経営への貢献度等を評価したうえで、個人別の報酬等の内容の原案を作成すること、その原案を委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て、取締役会で総合的に議論することを求めています。これらの手続を経ることにより、業務執行取締役の個人別の報酬等の額には、指名・報酬委員会の答申の結果、及び取締役会の意向が反映されることとなるため、取締役会では、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 監査等委員である取締役及び社外取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査等委員である取締役及び社外取締役からなる非業務執行取締役に対する報酬等は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容・専門性・経験等を重視して決定する固定報酬のみの月払いの仕組みとしております。監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会における各委員の貢献度を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

④ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会で決議され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額は年額344百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）となっており、同定時株主総会決議における役員数は15名（うち社外取締役1名）となっております。また、同定時株主総会決議により監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額46百万円以内となっており、同定時株主総会における役員数は3名（うち社外取締役2名）となっております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた業務執行取締役については、2024年6月27日開催の第128回定時株主総会において、上記金銭報酬のほかに非金銭報酬として、年額50百万円以内、年10,000株以内とする譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権を支給することが決議されており、同定時株主総会における業務執行取締役の員数は5名となっております。

⑤ 取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2025年6月26日開催の取締役会にて、代表取締役社長執行役員である岡本邦彦に、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の具体的内容の決定を委任する旨決議しており、代表取締役社長執行役員が、当該決議に基づき、株主総会で決議された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の基本報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く経営環境や経営状況等を最も熟知し、俯瞰しながら各取締役の職責における評価を客観的に行うには代表取締役社長執行役員が最も適任であるとの考えに基づくものですが、更に恣意性を排除して、より透明性を高めるために、上記のとおり、指名・報酬委員会による答申、及び取締役会における議論の内容が、報酬等の額に反映される仕組みをとることとしております。

⑥ 取締役の報酬等の総額等

区 分	支給人員	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		摘要（総会決議の内容）	
			基本報酬	非金銭報酬等		
取 締 役（監査等委員を除く）	8名	200百万円	191百万円	8百万円	年額	394百万円以内 (20百万円以内)
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 7百万円）	（ 7百万円）			
取 締 役（監査等委員）	3名	32百万円	32百万円	—	年額	46百万円以内
（うち社外取締役）	（ 2名）	（ 13百万円）	（ 13百万円）			
合計	11名	232百万円	224百万円	8百万円		

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）の非金銭報酬等の額は、2024年6月27日開催の第128回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会最終時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち社外取締役は1名）です。
2. 上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当該事業年度に費用計上した額であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 取締役 菅野 百合

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係
西村あさひ法律事務所・外国法共同事業のパートナー弁護士であります。
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- 2) 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
株式会社MUFGストラテジック・インベストメント取締役、株式会社パトスロゴス社外監査役及びアSEND株式会社社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間に特別な関係はございません。
- 3) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当社の取締役就任後に開催された当事業年度開催の取締役会10回の全てに出席し、主に弁護士としての客観的専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

② 監査等委員 深澤 佳己

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係
深澤法律事務所の弁護士であります。
なお、当社と同事務所との間に特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会13回中12回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会13回中12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

③ 監査等委員 荒井 瑞夫

- 1) 他の法人等の業務執行者の兼職状況及び当該兼職先と当社の関係
荒井公認会計士事務所の公認会計士及び税理士法人みずほの税理士であります。
なお、当社と兼務先との間に特別な関係はありません。
- 2) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
当事業年度開催の取締役会13回中13回に出席し、また当事業年度開催の監査等委員会13回中13回に出席し、主に公認会計士・税理士としての専門的見地から当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

		支払額
①	当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	81百万円
②	当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、「①項目別の監査工数を前年度と比較し、増減内容が適切か、監査報酬の変動額・変動割合が合理的か確認をして、見積りの妥当性を検討した」及び「②監査の有効性・効率性に配慮し、監査計画に基づいたスケジュールと報告期限は遵守されているか四半期ごとにおいて進捗状況の確認をした」結果、これらについて適正であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当する状況にある場合には、当社監査等委員会は当該会計監査人の解任を検討し、解任が妥当と認められる場合には監査等委員全員の同意をもって会計監査人を解任します。また、会計監査人の職務実施状況を勘案し、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する選解任等に関する議案の内容を監査等委員会が決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系（企業使命・経営理

- 念・行動基準)としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることといたします。
- ② 当社の取締役は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行います。
 - ③ 代表取締役社長執行役員をコンプライアンス統括責任者とするサステナビリティ委員会を設置し、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
 - ④ 当社グループは、内部通報制度（オカモト・ホットライン）を開設し、コンプライアンス上疑義がある行為が行われていることを発見したときは通報しなければならないと定めております。通報内容への対応については通報内容を検討し、人事部長が内部調査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
 - ⑤ 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役社長執行役員以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。
- 2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ① 取締役は、その職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
 - ア) 株主総会議事録と関連資料
 - イ) 取締役会議事録と関連資料
 - ウ) 執行役員会議事録と関連書類
 - エ) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
 - オ) 内部者取引（インサイダー取引該当）に係る重要な文書
 - カ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
 - キ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
 - ② 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしております。
- 3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループのリスクマネジメントとして、外部有識者の意見を取り入れてサステナビリティ委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、サステナビリティ委員会を機動的に開催しています。サステナビリティ委員会の内容は取締役会及び執行役員会に報告され、当社グループとしてのトータルリスクマネジメント体制を構築いたします。
 - ② サステナビリティ委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、

- 部門別のリスクマネジメントに取り組んでまいります。
- ③ 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。
- 4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会を原則月1回以上開催し、グループ全体の経営方針その他経営上の重要事項につき協議するとともに、執行役員会にて検討すべき課題ないし実施すべき施策等について決定いたします。また執行役員兼務取締役が執行役員会の議題及び審議の内容等について報告するとともに、その他の執行役員及び重要な使用人を出席させて報告させ、又は意見を述べさせることで、現場の把握、情報の共有に努めております。
 - ② 執行役員会を原則月1回以上開催し、取締役会が決定した会社の方針に基づき、業務執行を行ってまいります。
 - ③ 当社グループの事業部門は、㊦事業者向け製品の産業用製品事業、㊧消費者向け製品の生活用品事業、㊨その他事業の3部門に分かれております。各部門の相互関連性は必ずしも密接不可分ではないため、部門ごとに年度単位の部門運営方針及び長期販売計画を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門がそれぞれの業績を報告し、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えること等により、効率の良い業務執行に努めてまいります。
- 5) 財務報告の適正性を確保するための体制
- ① 財務報告の適正性の確保は経営の根幹であることを認識し、会計原則を遵守し、適正かつ迅速な財務報告を実施するための内部統制システムの構築及び運用の重要性について、役職員に周知徹底します。
 - ② 職務分掌や稟議・決裁手続を明確化し、権限と責任の適切な分担を行います。内部監査部門として経営管理室を設置し、同部門が財務報告に係る内部統制について監査を行うことを中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
 - ③ 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。
- 6) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社及びグループ会社全てに適用する経営の基本方針及び行動指針を定めるとともに、当社グループ各社の諸規程の整備及び職務権限と責任の明確化等を徹底させています。
 - ② 当社執行役員が子会社の取締役を兼務することで、当社の取締役会及び執行役員会のリスクマネジメントの考え方及び施策を子会社の運営に直結させるとともに、当社の執行役員は、担当部門の子会社の運営状況及び対処する課題等を報告しております。
 - ③ 経営管理室は、内部監査部門として当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と連携して、当社グループ全体としての内部統制の再構築を進めてまいります。
 - ④ 当社グループ会社全てに適用する内部通報制度（オカモト・ホットライン）を設けて、これを公益通報者保護法の定めに従って運用するとともに、グループ会社についても周

知徹底を図ることにより、コンプライアンス体制の確保に努めてまいります。

- 7) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の職務を補助する使用人を置くものといたします。
 - ② 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得たうえで決定いたします。
 - ③ 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いたします。
- 8) 監査等委員への報告に関する体制
 - ① 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・執行役員会・月曜会に出席するとともに、サステナビリティ委員会にも出席して、必要に応じて取締役・執行役員及び使用人に報告を求められることができるものといたします。
 - ② 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
 - ③ 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取り扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- 9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものといたします。
- 10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ① 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等委員への情報提供を強化いたします。
 - ② 当社監査等委員の過半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
 - ③ 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していく他、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合には更に追加して内部監査を行ってまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ① 業務執行の効率性向上に関する事項
 - ・取締役会を本社又は各工場において、毎月開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項について審議を行っております。
 - ・取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ全体・各事業・各事業部・各子会社それぞれにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っております。
- ② コンプライアンスに関する事項
 - ・情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っております。
 - ・「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しております。
 - ・「行動基準」は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しております。
 - ・当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然防止に努めております。
- ③ リスク管理に関する事項
 - ・経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、サステナビリティ委員会を定期的開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っております。
 - ・サステナビリティ委員会の活動内容については、都度、取締役会及び執行役員会に報告しております。
- ④ グループ管理に関する事項
 - ・子会社代表取締役から定期的子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社に関する重要事項（事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項）が、当社へ定期的報告されております。
 - ・当社内部監査部門である経営管理室は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果は取締役会及び執行役員会に報告しております。
- ⑤ 監査等委員会の監査に関する事項
 - ・当社の経営管理室は、内部監査部門が行った監査結果及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況について、当社監査等委員会に報告しております。
 - ・監査等委員は、取締役会の他、経営会議など社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。
 - ・監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

① 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株主の在り方として、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

② 不適切な支配の防止のための取り組み

資本市場では、対象となる企業の経営陣の賛同も得ずに、一方的に大規模な買付提案又はこれに類似する行為がなされることがあります。

これらの大規模な買付行為や買付提案のなかには、株主の皆様には株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

当社は、第111回定時株主総会（2007年6月28日開催）の決議をもって「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、第114回定時株主総会（2010年6月29日開催）、第117回定時株主総会（2013年6月27日開催）、第120回定時株主総会（2016年6月29日開催）、第123回定時株主総会（2019年6月27日開催）、第126回定時株主総会（2022年6月29日開催）にて継続してまいりました（継続後のプランを以下「本プラン」といいます）。また、当社は、本プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、2025年5月13日開催の取締役会において、本プランを一部修正したうえで、2025年6月26日開催の第129回定時株主総会において本プランを継続することを決定いたしました。

本プランは、当社が発行する株券等について、(ア) 自己の保有割合が20%以上となる場合、もしくは(イ) 自己及びその特別関係者の所有割合の合計が20%以上となる場合のいずれかに該当する買付その他の取得（以下、あわせて「大規模買付行為」といいます。）が行われる場合に、当社取締役会が大規模買付行為を行おうとする者（以下、「大規模買付者」といいます。）に大規模買付行為の情報提供を要請するとともに、取締役会の恣意的な判断を防止し、適正に運用されるよう独立委員会の設置を義務づけております。

当社取締役会は、大規模買付者が本プランで定められたルールを遵守しない場合、又は大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動すべきか否かについての勧告を行うものいたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで

対抗措置の発動について決定することといたします。

③ 上記②の取り組みについての基本方針等との整合性に係る取締役会の判断

上記方針の目的は、当社議決権割合が20%以上となる大規模買付行為が、企業価値ひいては株主共同の利益を高めるものであるか否かについて株主の皆様にご判断いただくための情報と時間を確保したうえで、取締役会として、大規模買付者等と協議・交渉し、意見や代替案等を提示するためのものであります。

従って、これらの施策は当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるための枠組みであり、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

本プランは経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて」の定める三原則を全て充足していること、本プランは、第129回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得たうえで更新されたものであること、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会による勧告を経ることが必要とされていること、本プランの内容として発動に関する合理的かつ客観的な要件が設定されていること、更に、当社取締役の任期は1年とされていること等により、その公正性・客観性が担保されており、株主の皆様共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを基本方針としております。

(注) 事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2026年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	81,918	流 動 負 債	33,672
現金及び預金	34,272	支払手形及び買掛金	21,514
受取手形	380	電子記録債務	2,604
売掛金	17,607	短期借入金	3,118
電子記録債権	8,658	未払法人税等	895
商品及び製品	10,472	賞与引当金	1,076
仕掛品	3,402	その他	4,464
原材料及び貯蔵品	4,582		
その他	2,584	固 定 負 債	19,863
貸倒引当金	△42	長期借入金	100
		繰延税金負債	13,352
		退職給付に係る負債	5,784
		その他	626
固 定 資 産	82,249	負 債 合 計	53,536
有形固定資産	25,048	(純 資 産 の 部)	
建物及び構築物	9,298	株 主 資 本	72,055
機械装置及び運搬具	4,993	資本金	13,047
土地	8,379	資本剰余金	1,269
建設仮勘定	1,924	利益剰余金	60,779
その他	452	自己株式	△3,041
無形固定資産	2,265	その他の包括利益累計額	38,458
投資その他の資産	54,935	その他有価証券評価差額金	31,273
投資有価証券	54,426	繰延ヘッジ損益	9
繰延税金資産	154	為替換算調整勘定	6,326
その他	354	退職給付に係る調整累計額	848
		非支配株主持分	117
		純 資 産 合 計	110,631
資 産 合 計	164,167	負債及び純資産合計	164,167

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年 4月 1日～2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		108,040
販売		86,256
売上費		21,784
上及び		15,536
総一般		6,248
原利		
高価		
益費		
業外		
受取	113	
受取	1,364	
不為	716	
そ	322	
営	188	2,705
支不	47	
そ	137	
営	173	358
経常		8,595
特		
投資	78	
受取	68	146
特		
固定	11	
減損	1,657	
災害	72	1,740
税金等調整		7,001
前当期純利益		
法人税、住民税及び事業税	1,813	
法人税等調整額	327	2,140
当期純利益		4,860
非支配株主に帰属する当期純利益		5
親会社株主に帰属する当期純利益		4,855

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日～2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2025年4月1日残高	13,047	1,269	58,855	△2,652	70,519
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△2,065		△2,065
親会社株主に帰属する当期純利益			4,855		4,855
自己株式の取得				△1,304	△1,304
自己株式の消却		△868		868	－
自己株式の処分		3		47	50
利益剰余金から資本剰余金への振替		865	△865		－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	1,924	△388	1,535
2026年3月31日残高	13,047	1,269	60,779	△3,041	72,055

項目	その他の包括利益累計額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2025年4月1日残高	17,254	2	5,892	688	23,837	107	94,464
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△2,065
親会社株主に帰属する当期純利益							4,855
自己株式の取得							△1,304
自己株式の消却							－
自己株式の処分							50
利益剰余金から資本剰余金への振替							－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	14,019	7	434	160	14,621	9	14,631
連結会計年度中の変動額合計	14,019	7	434	160	14,621	9	16,166
2026年3月31日残高	31,273	9	6,326	848	38,458	117	110,631

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鈴木 達也

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 三宅 孝典

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、オカモト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(2026年 3月 31日 現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,589	流動負債	28,479
現金及び預金	19,149	支払手形	34
受取手形	308	買掛金	18,460
売掛金	19,728	電子記録債権	1,894
電子記録債権	8,008	短期借入金	3,000
商品及び製品	5,090	未払金	443
仕掛品	2,223	未払法人税等	688
原材料及び貯蔵品	3,016	未払費用	2,135
その他	2,062	賞与引当金	940
		その他	881
		固定負債	19,689
		長期借入金	100
固定資産	84,101	繰延税金負債	12,688
有形固定資産	19,865	退職給付引当金	6,487
建物及び構築物	6,770	その他	412
機械装置及び運搬具	2,783	負債合計	48,168
土地	8,843	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,103	株主資本	64,069
その他	366	資本金	13,047
無形固定資産	1,852	資本剰余金	448
		資本準備金	448
投資その他の資産	62,382	利益剰余金	53,408
投資有価証券	54,053	利益準備金	2,864
関係会社株	8,064	その他利益剰余金	50,544
その他	264	固定資産圧縮積立金	166
		別途積立金	17,285
		繰越利益剰余金	33,092
		自己株式	△2,835
		評価・換算差額等	31,453
		その他有価証券評価差額金	31,443
		繰延ヘッジ損益	9
資産合計	143,691	純資産合計	95,522
		負債及び純資産合計	143,691

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年 4月 1日～2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上		79,688
売上原価		66,982
販売費及び一般管理費		12,706
営業利益		9,147
営業外収益		3,558
受取利息	25	
受取配当金	4,716	
不動産賃貸料	413	
為替差益	287	
その他	122	5,566
営業外費用		
支払利息	41	
不動産賃貸費用	111	
その他	99	252
経常利益		8,872
特別利益		
投資有価証券売却益	77	
受取保険金	68	145
特別損失		
固定資産除却損失	7	
減損損失	1,285	
災害による損失	72	1,365
税引前当期純利益		7,652
法人税、住民税及び事業税	1,177	
法人税等調整額	164	1,342
当期純利益		6,310

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年 4月 1日～2026年 3月 31日)

(単位：百万円)

項目	株主資本								株主資本 合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式			
		資本 準備金	その他 資本剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金					
					固定資産圧縮 積立金	別途 積立金				繰越利益 剰余金
2025年4月1日残高	13,047	448	－	2,864	173	17,285	29,705	△2,446	61,078	
当期変動額										
剰余金の配当							△2,065		△2,065	
当期純利益							6,310		6,310	
固定資産圧縮積立金の取崩					△6		6		－	
自己株式の取得								△1,304	△1,304	
自己株式の消却			△868					868	－	
自己株式の処分			3					47	50	
利益剰余金から資本剰余金への振替			865				△865		－	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									－	
当期変動額合計	－	－	－	－	△6	－	3,386	△388	2,991	
2026年3月31日残高	13,047	448	－	2,864	166	17,285	33,092	△2,835	64,069	

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
2025年4月1日残高	17,458	0	17,459	78,537
当期変動額				
剰余金の配当				△2,065
当期純利益				6,310
固定資産圧縮積立金の取崩				－
自己株式の取得				△1,304
自己株式の消却				－
自己株式の処分				50
利益剰余金から資本剰余金への振替				－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	13,985	8	13,993	13,993
当期変動額合計	13,985	8	13,993	16,985
2026年3月31日残高	31,443	9	31,453	95,522

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月26日

オカモト株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 達也
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 孝典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、オカモト株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて往査を実施し、その事業及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の状態の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月26日

オカモト株式会社 監査等委員会
監査等委員 高 島 寛 ㊟
監査等委員 深 澤 佳 己 ㊟
監査等委員 荒 井 瑞 夫 ㊟

監査等委員深澤佳己及び荒井瑞夫は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。

こうした基本方針のもと、2026年3月期末配当金は、1株あたり60円とし、既に実施している中間配当金と合わせて年間配当金は、1株あたり120円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株当たり60円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は1,025,334,180円となります。
なお、中間配当金として60円をお支払しておりますので、当期の1株当たりの年間配当金額は120円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（5名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。当社の経営基盤の強化を図るため1名を増員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。

監査等委員会は、各候補者に関して、当事業年度における業務執行状況及び業績等を評価したうえで、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

おかもと くにひこ
岡本 邦彦

性別：男性

生年月日

1979年5月24日生

所有する当社株式の数

185,799株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2002年 4月 当社入社
2013年10月 当社海外部長
2015年 3月 当社海外部長兼シューズ製品部長
2015年 6月 当社取締役 海外部長兼シューズ製品部長
2017年 6月 当社常務取締役
Okamoto North America,Inc.代表取締役社長就任
2018年 6月 当社専務取締役
2021年 6月 当社代表取締役 副社長
2022年 6月 当社代表取締役 社長執行役員
2025年 8月 当社代表取締役 社長執行役員
経営管理室、海外部、資材部管掌
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、国内外の営業部門における幅広い知識・経験・人脈を有するほか、2022年6月からは当社代表取締役社長執行役員に就任して、事業全般に関する深い知識及び豊富なアイデアを有しており、その見識を当社の市場競争力の強化や海外成長戦略の構築・実践に活かしながら、引き続き当社グループの経営に強いリーダーシップを発揮することが期待されるため、取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

再任

たなか ゆうじ
田中 祐司

性別：男性

生年月日

1964年12月29日生

所有する当社株式の数

3,693株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1987年 4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2016年 4月 (株)みずほフィナンシャルグループ
リサーチ&コンサルティング業務部長
2017年 6月 当社入社
2017年 7月 当社総務部長
2018年 6月 当社取締役 総務部長
2019年 6月 当社取締役 海外部長
2019年 7月 岡本貿易（深圳）有限公司代表取締役社長就任
2022年 6月 当社取締役執行役員 海外部長
2023年 6月 当社取締役 常務執行役員
総務部、お客様相談室、大阪支店、名古屋営業所、
福岡営業所担当
2024年 7月 当社取締役 常務執行役員
総務部、お客様相談室、薬事部、大阪支店、名古屋営業所、
福岡営業所担当
2025年 8月 当社取締役 常務執行役員
総務部、お客様相談室、薬事部、シューズ製品部、
大阪支店、名古屋営業所、福岡営業所担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、金融機関での経験を通じて、幅広い知識・経験・人脈を有しており、特に海外事業の強化及び管理部門における業務の効率化等の側面において多角的な視点からの発言・提案を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化されることが期待されるため、取締役候補者となりました。

候補者番号

3

再任

たなか けんじ
田中 健嗣

性別：男性

生年月日

1962年6月22日生

所有する当社株式の数

1,357株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1986年 4月 当社入社
2015年 7月 当社茨城工場長
2016年 6月 当社取締役 茨城工場長
2019年 6月 当社取締役 静岡工場長
2020年11月 当社取締役 システム戦略部長
2021年 6月 当社常務取締役 システム戦略部担当
2022年 6月 当社取締役退任 常務執行役員
システム戦略部、技術全般担当
2025年 6月 当社取締役 常務執行役員
システム戦略部、技術全般担当
兼つくば工場長
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、工場の生産部門における幅広い知識と経験を有しており、業務改革担当として社内システムの構築に携わった見識を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

新任

のでら てつお
野寺 哲生

性別：男性

生年月日

1962年2月6日生

所有する当社株式の数

2,769株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1984年 4月 当社入社
2016年 2月 当社車輛資材部長
2017年 6月 当社取締役 車輛資材部長
2022年 6月 当社取締役退任 常務執行役員
車輛資材部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、車輛内装材の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

新任

くめ たかゆき
久米 孝之

性別：男性

生年月日

1963年6月22日生

所有する当社株式の数

2,575株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1988年 4月 当社入社
2016年 2月 当社医療品部長
2018年 7月 当社医療品部長兼医療生活用品マーケティング室長
2019年 6月 当社取締役 医療品部長兼医療生活用品マーケティング室長
2022年 6月 当社取締役退任 執行役員 医療品部長
2022年 9月 当社執行役員 医療品部長兼生活用品部長
2024年 6月 当社常務執行役員 医療品部、生活用品部担当
現在に至る

取締役候補者とした理由

同氏は、医療品の営業部門において豊富なマネジメント経験を有しており、更なる市場開拓に向けて、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に重要な役割を果たすことが期待されるため、取締役候補者といたしました。

候補者番号

6

再任

菅野 百合

性別：女性

生年月日

1976年6月1日生

所有する当社株式の数

194株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

2003年10月 弁護士登録
弁護士法人大江橋法律事務所入所
2007年 4月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業入所
2016年 1月 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業パートナー（現任）
2021年 5月 LMIグループ株式会社社外取締役
2023年11月 株式会社MUFGストラテジック・インベストメント取締役（現任）
2023年12月 株式会社パトスロゴス社外監査役（現任）
2025年 6月 当社社外取締役
2026年 1月 アセンド株式会社社外監査役（現任）
現在に至る

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、当社の業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言を行うことにより、経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスが更に強化できることを期待して、社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社間に特別の利害関係はありません。
2. 菅野百合氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出ております。
3. 菅野百合氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 菅野百合氏が選任された場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項による責任を法令の定める限度額に限定する契約を継続する予定であります。
5. 当社は、各取締役との間で、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結しており、同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することとしております。各取締役が選任された場合、当社は各取締役との間の当該補償契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

再任

たかしま ひろし
高島 寛

性別：男性

生年月日

1957年12月25日生

所有する当社株式の数

4,603株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1980年 4月 当社入社
2009年 7月 当社経理部長
2011年 6月 当社取締役 経理部長
2016年10月 当社取締役 経理部長兼関係会社管理室担当
2017年 6月 当社常務取締役 経理部、総務部担当
2018年 6月 当社常務取締役 経理部担当
2021年 6月 当社専務取締役 経理部管掌
2022年 6月 当社取締役専務執行役員 経理部管掌
2024年 6月 当社取締役監査等委員
現在に至る

監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、長年にわたり経理・財務等の会計業務に携わっており、その豊富な知識と経験から、これらの知見を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化されることが期待されるため、監査等委員である取締役候補者としたしました。

候補者番号

2

新任

とくひろ たかあき
徳弘 高明

性別：男性

生年月日

1958年9月27日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月 プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所
（現PwC Japan 有限責任監査法人）入所
1984年 5月 公認会計士登録
1987年 1月 米国Pricewaterhouse Coopers LLP出向
1997年 7月 米国Pricewaterhouse Coopers LLPパートナー
2019年10月 東京貿易ホールディングス(株)業務監査室長
兼コンプライアンスオフィサー
2022年 6月 JSR(株)社外監査役
2023年11月 東京貿易ホールディングス(株)顧問（現任）
2024年 8月 (株)ジャパン・メディカル・カンパニー社外監査役（現任）
現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」を充たしております。

同氏は、公認会計士として財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を有し、また他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識に基づき、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できることを期待して、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

新任

やまみや みちよ
山宮 道代

性別：女性

生年月日

1969年7月26日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月 第一東京弁護士会登録
長谷川俊明法律事務所入所
2005年 9月 米国ニューヨーク州弁護士登録
2009年 5月 国土交通省発注者綱紀保持担当弁護士（現任）
2010年 7月 田辺総合法律事務所入所
2011年 1月 田辺総合法律事務所パートナー（現任）
2020年 4月 自衛隊員倫理審査会 委員（現任）
2020年 6月 (株)ツガミ社外取締役（監査等委員）
2025年 6月 (株)ツガミ社外取締役（現任）
現在に至る

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」を充たしております。

同氏は、弁護士としての法律に関する知識・経験等を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できることを期待して、監査等委員である取締役候補者としたしました。

- (注) 1. 当社は、徳弘高明氏との間に顧問契約を締結しております。なお、同氏の選任が承認可決された場合は、当該顧問契約を解除する予定であります。
2. その他の各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
3. 徳弘高明氏及び山宮道代氏は、新任の社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏の選任が承認可決された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定です。
4. 徳弘高明氏及び山宮道代氏が選任された場合には、当社は両氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
5. 当社は、徳弘高明氏及び山宮道代氏の選任が承認可決された場合には、会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を両氏との間で締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

スキルマトリクス表

取締役		企業経営	事業戦略 営業	人事 人材開発	グローバル	IT	技術 研究開発	法務・ リスク管理	財務・会計	サステナ ビリティ
岡本邦彦		○	○	○	○	○	○			○
田中祐司		○	○	○	○			○	○	○
田中健嗣		○	○			○	○			○
野寺哲生			○		○					
久米孝之			○							○
菅野百合	社外			○	○			○		
高島 寛		○						○	○	
徳弘高明	社外				○				○	
山宮道代	社外				○			○		

(注) 1.上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

2.高島寛氏、徳弘高明氏、山宮道代氏は、当社の監査等委員であります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

補欠の監査等委員である取締役2名全員の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとなりますので、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

第3号議案が原案どおり承認可決された場合、補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、谷口雄二氏は高島寛氏の補欠として、金子憲康氏は徳弘高明氏及び山宮道代氏の補欠の候補者であります。

なお、その選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

たにぐち ゆうじ
谷口 雄二

性別：男性

生年月日

1958年12月9日生

所有する当社株式の数

2,688株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1985年 1月	北海道オカモト(株)入社
1998年 1月	オカモトフットウェア(株) アシスタントマネージャー
2006年 7月	当社シューズ製品部業務企画課長
2009年 2月	当社海外部業務課長
2010年 3月	Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC
2016年10月	当社関係会社管理室長
2017年 7月	当社経営管理室長
2022年 6月	当社執行役員 経営管理室長
2025年 3月	当社執行役員 経営管理室長 兼Okamoto U.S.A.,Inc.取締役社長 兼Okamoto North America Inc.取締役社長
2025年 6月	当社常務執行役員 兼Okamoto U.S.A.,Inc.取締役社長 兼Okamoto North America Inc.取締役社長 現在に至る

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

同氏は、当社グループの間接部門や海外勤務におけるその豊富な経験と実績を当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できる適切な人材として、補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号 2

かねこ のりやす
金子 憲康

性別：男性

生年月日

1972年2月2日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び担当（重要な兼職の状況）

1998年 4月 弁護士登録、あさひ法律事務所入所
2006年 12月 カリフォルニア州弁護士登録
2011年 2月 (株)レノバ社外監査役
2017年 12月 三井物産プライベート投資法人監査役員（現任）
2021年 3月 JRAファシリティーズ(株)社外取締役（現任）
現在に至る

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

同氏は、当社の「社外役員の独立性基準」を充たしております。

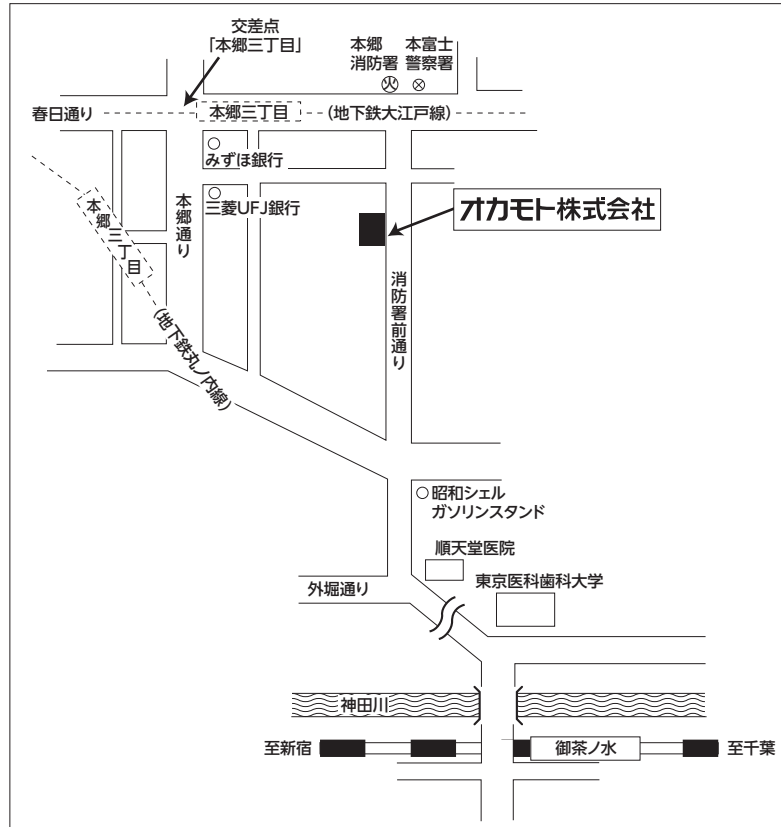
同氏は、長年にわたり弁護士業務に従事し、企業法務に精通しており、また他社における社外役員として豊富な経験を有することから、これを当社の経営に反映させることにより、当社の業務執行に対する監督機能が更に強化できることを期待して、補欠の監査等委員である取締役候補者いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 金子憲康氏は、補欠の社外取締役候補者であります。なお、金子憲康氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。
3. 金子憲康氏が就任した場合には、当社は同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、各候補者が監査等委員に就任した場合には、当社と会社法第430条の2第1項に規定する同項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる第三者訴訟、株主代表訴訟及び会社訴訟において発生する訴訟費用及び損害賠償金を補填することとしております。
- 各候補者が監査等委員に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図

[会場] 東京都文京区本郷3丁目27番12号
当社本社ビル1階



(最寄駅)

- 地下鉄……丸ノ内線、大江戸線（5番出口）
本郷三丁目駅下車徒歩約6分
- J R……御茶ノ水駅下車徒歩約15分